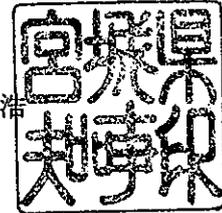


公 告

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条の2の6第1項の規定により産業廃棄物処理施設の設置の許可をしたので、産業廃棄物処理施設等の設置及び維持管理に関する指導要綱（平成10年宮城県告示第737号。以下「要綱」という。）第34条第1項の規定により公告する。

令和元年11月1日

宮城県知事 村 井 嘉 浩



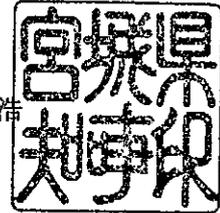
- 1 申請者の名称、住所及び代表者の氏名
  - (1) 名称 株式会社藤田興業
  - (2) 住所 宮城県仙台市若林区若林二丁目6番14号
  - (3) 代表者の氏名 藤田 和俊
- 2 産業廃棄物処理施設の設置の場所  
宮城県名取市下増田字広浦35番108, 35番109, 35番110, 35番111,  
35番221, 35番223
- 3 産業廃棄物処理施設の種類  
がれき類等の破碎施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第7条第8号の2）
- 4 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類  
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず, がれき類
- 5 産業廃棄物処理施設の処理能力（稼働時間）  
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず  
568トン/日（71トン/時間 8時間）  
がれき類 840トン/日（105トン/時間 8時間）
- 6 許可年月日  
令和元年9月26日
- 7 許可番号  
02-51-0
- 8 審査結果書の縦覧場所及び縦覧期間  
要綱第34条第5項の規定により審査結果書を作成していないので、縦覧は行わない。
- 9 担当課  
宮城県環境生活部循環型社会推進課（電話 022-211-2648）

公 告

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条の2の6第1項の規定により産業廃棄物処理施設の設置の許可をしたので、産業廃棄物処理施設等の設置及び維持管理に関する指導要綱（平成10年宮城県告示第737号。以下「要綱」という。）第34条第1項の規定により公告する。

令和元年11月1日

宮城県知事 村 井 嘉 浩



- 1 申請者の名称、住所及び代表者の氏名
  - (1) 名称 株式会社藤田興業
  - (2) 住所 宮城県仙台市若林区若林二丁目6番14号
  - (3) 代表者の氏名 藤田 和俊
- 2 産業廃棄物処理施設の設置の場所  
宮城県名取市下増田字広浦35番108, 35番109, 35番110, 35番111,  
35番221, 35番223
- 3 産業廃棄物処理施設の種類  
がれき類等の破碎施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第7条第8号の2）
- 4 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類  
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず, がれき類
- 5 産業廃棄物処理施設の処理能力（稼働時間）  
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず  
80トン/日（10トン/時間 8時間）  
がれき類 64トン/日（8トン/時間 8時間）
- 6 許可年月日  
令和元年9月26日
- 7 許可番号  
02-52-0
- 8 審査結果書の縦覧場所及び縦覧期間  
要綱第34条第5項の規定により審査結果書を作成していないので、縦覧は行わない。
- 9 担当課  
宮城県環境生活部循環型社会推進課（電話 022-211-2648）